

入 札 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親

下記のとおり、一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：使用済車両売払い 3 1/2 tトラック（作業装置付）ほか2件
- (2) 品名・数量等
 - ア 3 1/2 tトラック（作業装置付） 1台
 - イ 3 1/2 tトラック 3台
 - ウ 74式特大型トラック 1台
- (3) 仕様等
 - 仕様書及び調達要領指定書を確認のこと
- (4) 引渡場所：陸上自衛隊海田市駐屯地
- (5) 履行期限
 - ア 引渡（搬出）期限：令和8年9月30日（水）
 - （イ） 代金納付の日から5日以内
 - （イ） 契約締結後、書類審査として1～2週間程度要するため、引渡（搬出）の日時の決定は官側からの通知後となることを承知されたい。
 - イ 解体・破砕期限
 - 引き渡した日から3カ月以内

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和7・8・9年度全省庁統一資格競争参加資格「物品の買受け」中国地区で「C等級以上」の資格を有している者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と

同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破碎業」の4つの業種資格を全て有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体に所属する解体業者又は破碎業者であって、入札開始までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する。
- (11) 自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- (12) 原則、現に指名停止を受けている者の委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (13) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は再委託承認申請書に事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承認にあたって、再委託承認申請書に記載された事業者により確認し、確認ができなかった場合は当該委託を承認しない。電話等による確認期間は令和8年7月17日（金）午後5時までとする。
- (14) 過去の自衛隊車両の売払い契約において、解体証明書又は破碎証明書が履行期限を超えて未提出の場合、本入札には参加を認めない。入札参加前に自衛隊車両売払いの契約実績及び解体証明書等の提出の有無をメール、又はFAXで連絡すること。

3 契約条項等を示す場所

- (1) 陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊及び中部方面会計隊入札公告ウェブサイト
- (2) 中部方面会計隊入札公告ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) に掲示している「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」を承知のうえ入札に参加すること。

4 現場説明会日時及び場所

- (1) 一同に会しての説明会は実施しない。
- (2) 現場説明は個別に実施するので、参加希望者は令和8年7月22日（水）午前9時までに第13項第5号に記載する連絡先へ連絡すること。
- (3) 現物を確認することなく入札に参加する場合は、落札後のトラブル防止のため、車両の状態等に一切の異議を申し立てないことを条件に競争入札に参加すること
※ 売払車両は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は当該物品に対して一切の責任を負わない。また買受人が当該物品に不具合、隠れた瑕疵を発見した場合でも契約代金の減免、損害賠償の請求、契約の解除等はできない。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年7月27日（月）午前10時00分
- (2) 場所：陸上自衛隊海田市駐屯地会計隊入札室
- (3) 郵便入札受領期限：令和8年7月24日（金）17時までに、本官の手元に届いたものに限って有効とする。また、必ず便着の確認をすること。

6 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：総品目総額決定
- (2) 落札の決定は、予定価格以上で、最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落

札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

- (4) 売払い車両の引き取り、輸送、保管、整備、使用、解体等に際して発生する一切の費用及び必要となる法令上の各種手続きは、買受人の負担とする。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札
- (3) 契約条項及び入札心得に違反した入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

8 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成し、双方記名押印した時点で契約成立とする。なお、契約書には、駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正防止に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び中部方面隊で定める「売払い物品の解体に関する特約事項」を付す。

9 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたって官側の現地確認を受ける。そのため落札者は、落札後速やかに解体及び破碎の工程表を提出し、官側担当者と解体、処分の時期・要領等について調整を行うものとする。

10 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除
- (2) 契約保証金： 免除
- (3) 違約金

ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

ウ 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

エ 監督官等の許可又は立会することなく解体及び破碎をし、該当車両と判別できない場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額を違約金として徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

11 売払代金に関する事項、物件引渡の時期及び所有権の移転時期

- (1) 物品引渡しの時までに納付しなければならない。
- (2) 代金を納付した日から5日以内に引取を完了する。
- (3) 所有権の移転時期は、契約者が契約担当官に対して解体及び破碎の完了を届け出て、契約担当官が承認した時とする。

12 貿易管理令に基づく輸出制限

当該売払車両の部品（外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン・ボデーなどの外装部品及

びフレームを除く。)を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要です。

13 その他

- (1) 電報・電話及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 市場価格調査依頼は7月24日(金)正午12時までに提出願います。
- (4) 入札に参加する者は、「資格決定通知書(写)」、「取引業者登録通知書(写)」、第2項(10)及び(12)に示す書類及び仕様書に示す書類を7月24日(金)正午12時までに提出(郵送、FAX又はメール送付可)すること。提出書類を郵送等で送付した場合は、送付した旨を問い合わせ先に電話連絡すること。入札書等関係書類は、入札参加資格を確認後に配布する。

(5) 問い合わせ先

ア 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒736-0053 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班 担当：桐山(きりやま)

TEL：082-822-3101(内線2342) FAX：082-823-4226

イ 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊 管理科輸送班 担当：藤原(内線2324)

本公告は、陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊に掲示しているとともに、中部方面会計隊入札公告ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>)にも掲載しています。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（装輪車両）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年3月5日
	変 更	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破碎

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破碎（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

A S R（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破碎業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業者をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、**表1**に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、**d)～f)**の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い自動車の所有権は、**4.1**の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、**2.1**に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、**2.1**に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の**8.3**による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要	
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類	
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報	
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト	
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。	
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。	
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。	
7	作業前，作業中，作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか，自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。	
8	引渡証明書の写し					売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報					自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し					解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 ^{a)} 提出先は，調達要領指定書によって指定する。						

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	調達要求番号	売払要求G K 0 0 2 号
	調達要求年月日	令和 8 年 6 月 2 2 日
	作成部課	海田市駐屯地業務隊
	作成年月日	令和 8 年 6 月 2 2 日
品 名	使用済自動車の売払い	
仕様書番号	G V - Z 0 0 1 0 1 5	

指定事項

1 売払物品

品 名	型 式	単位	数量	備考
3 1 / 2 tトラック (作業装置付)	SKW464-3000354	台	1	
3 1 / 2 tトラック	SKW475-7000301	台	1	
3 1 / 2 tトラック	SKW476-7000554	台	1	
3 1 / 2 tトラック	SKW475-3002897	台	1	
7 4 式特大型トラック	FX50MMY-700015	台	1	

2 売払い車両引渡場所：広島県安芸郡海田町寿町 2 - 1 （駐屯地廃車置場）

3 請負業者は、駐屯地での回収作業に関し作業工程表を提出し、使用する車両・台数・人員を明確にする。

4 仕様書表 1 に示す書類については、期限内に海田市駐屯地業務隊輸送班へ提出し点検を受ける。

5 仕様書及び回収作業中、疑義を生じた場合は担当官と協議する。

6 仕様書に記載のなき事項で担当官が、軽微事項を指示した場合は請負業者にて実施すること。

8 売払いに関する要求事項

- (1) 引渡時期：契約日～令和 8 年 9 月 3 0 日（水）までとする。
- (2) 車両引き取り時間は、0 8 3 0 ～ 1 7 0 0 までとする。

重量区分表

(単位：k g)

連番	自動車番号		構成(等級)	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計
			車 種	鑄鉄	特級	1 級	2 級	級外	上	並	真鍮	鑄物						
1	37	1320	3 1／2 tトラック (作業装置付)	1,401.0	1,444.0	861.0	2,683.0	43.0	7.0	0.0	0.0	31.0	73.0	62.0	25.0	224.0	646.0	7,500.0
2	34	7990	3 1／2 tトラック	1,760.0	2,286.5	1,122.0	1,870.5	226.6	32.1	1.0	0.0	12.6	833.7	31.0	29.0	460.5	803.3	9,468.8
3	34	0347	3 1／2 tトラック	1,760.0	2,286.5	1,122.0	1,870.5	226.6	32.1	1.0	0.0	12.6	833.7	31.0	29.0	460.5	803.3	9,468.8
4	34	7748	3 1／2 tトラック	1,760.0	2,286.5	1,122.0	1,870.5	226.6	32.1	1.0	0.0	12.6	833.7	31.0	29.0	460.5	803.3	9,468.8
5	38	8720	7 tトラック	0.0	170.0	29.0	114.0	312.0	3.0	4.0	2.0	3.0	64.0	7.0	19.0	32.0	37.0	796.0
総合計				6,681.0	8,473.5	4,256.0	8,408.5	1,034.8	106.3	7.0	2.0	71.8	2,638.1	162.0	131.0	1,637.5	3,092.9	36,702.4

標準解体工数・使用材料（各車種共通）

海田市駐屯地業務隊

1 t あたりの標準 解体工数（人時）	1 t あたりの使用材料	
	アセチレン（K g）	酸素（m ³ ）
4 人時	0. 6 k g	2. 2 m ³

- 1 全装輪車両（使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受ける装輪車両は除く。）に適用する。
- 2 工数及び使用材料は、1 t 当たりとする。

入札書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

1. 件 名 : 使用済車両売払い 3 1/2tトラック(作業装置付)ほか2件
2. 金 額 : _____ (消費税含まない)
(貴社様式の内訳書添付)
3. 規 格 : 仕様書のとおり
4. 数 量 : 1 ST
5. 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地
6. 納 期 : 令和8年9月30日

1. 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。
2. 当社は、「暴力団排除に関する誓約書」に定める事項について誓約いたします。
3. 対価の支払の時期: 契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名



市場価格調査書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

1. 件 名 : 使用済車両売払い 3 1/2tトラック(作業装置付)ほか2件
2. 金 額 : _____ (消費税含まない)
(貴社様式の内訳書添付)
3. 規 格 : 仕様書のとおり
4. 数 量 : 1 ST
5. 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地
6. 納 期 : 令和8年9月30日

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信御願い致します。

提出期限: 令和8年7月24日(金)12時まで(FAX可)

FAX:082-823-4226

住 所

会 社 名

代表者氏名

